

1 業務委託着手前の提出書類

(①業務委託着手前の提出書類)

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限	参照 頁
1	業務着手通知書	3	1-1		監督所管	契約締結後 14 日以内	(VI)- 前-1
2	業務工程表	3	1-2	土木設計等業務委託契約書第 4 条、測量等業務委託契約書 第 4 条、業務委託契約書（成 果物型）第 4 条、業務委託契 約書（経常型）第 4 条、業務 委託契約書（長期継続契約用 ）第 4 条、業務委託契約書（ システム開発・改修用）第 4 条、業務委託契約書（システ ム運用・保守用）第 4 条、業 務委託契約書（システム運用 ・保守用）（長期継続契約用 ）第 4 条による。	〃	〃	(VI)- 前-2
3	主任技術者通知書	3	1-3	測量等業務委託契約書第 19 条による。	〃	〃	(VI)- 前-3
4	主任技術者変更通知書	3	1-4	主任技術者の変更が生じた場 合に変更理由を記入のうえ提 出する。	〃	変更後 10 日 以内	(VI)- 前-4
5	管理技術者通知書	3	1-5	土木設計等業務委託契約書第 19 条による。	〃	契約締結後 14 日以内	(VI)- 前-5
6	管理技術者変更通知書	3	1-6	管理技術者の変更が生じた場 合に変更理由を記入のうえ提 出する。	〃	変更後 10 日 以内	(VI)- 前-6
7	業務責任者通知書	3	1-7	業務委託契約書（成果物型） 第 19 条、業務委託契約書（ 経常型）第 19 条、業務委託 契約書（長期継続契約用）第 19 条、業務委託契約書（シ ステム開発・改修用）第 19 条、業務委託契約書（システ ム運用・保守用）第 19 条、 業務委託契約書（システム運 用・保守用）（長期継続契約 用）第 19 条による。	〃	契約締結後 14 日以内	(VI)- 前-7
8	業務責任者変更通知書	3	1-8	業務責任者の変更が生じた場 合に変更理由を記入のうえ提 出する。	〃	変更後 10 日 以内	(VI)- 前-8
9	照査技術者通知書	3	1-9	土木設計等業務委託契約書第 19 条の 2 による。	〃	契約締結後 14 日以内	(VI)- 前-9
10	照査技術者変更通知書	3	1-10	照査技術者の変更が生じた場 合に変更理由を記入のうえ提 出する。	〃	変更後 10 日 以内	(VI)- 前 -10
11	主任技術者、管理技術者 、業務責任者、照査技術 者、担当技術者 経歴書 （当初・変更）	3	1-11	該当する本人が記入のうえ提 出する。	〃	契約締結後 14 日以内 （変更）につ いては変更 後 10 日以内	(VI)- 前 -11
12	職務分担表	3	1-12	I-3-1-1-4 による。	〃	契約締結後 14 日以内	(VI)- 前 -12

番号	書 類 名	提出 部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限	参照 頁
13	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	3	1-13	健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。	監督所管	契約締結後 14 日以内 (変更)については変更 後 10 日以内	(VI)- 前 -13
14	配置技術者手持業務報告書	3	1-14	I-3-1-1-4による。	〃	契約締結後 14 日以内	(VI)- 前 -14
15	労災保険加入証明書	3	1-15		〃	〃	(VI)- 前 -15
16	再委託承諾申請書	3	1-16-1	土木設計等業務委託契約書第 16 条、測量等業務委託契約書第 16 条、業務委託契約書(成果物型)第 16 条、業務委託契約書(経常型)第 16 条、業務委託契約書(長期継続契約用)第 16 条による。	〃	再委託させようとする とき	(VI)- 前 -16
	再委託承諾申請書 (情報システム関連業務用)	3	1-16-2	業務委託契約書(システム開発・改修用)第 16 条、業務委託契約書(システム運用・保守用)第 16 条、業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用)第 16 条による。	〃	〃	(VI)- 前 -17
17	再委託等に係る情報セキュリティ報告書	3	1-17	再委託承諾申請書(情報システム関連業務用)に添付	〃	〃	(VI)- 前 -18
18	確認書兼理由書	3	1-18	総合評価落札方式による情報処理システム開発等において、ホームページ公表に同意できない場合に再委託承諾申請書に添付	〃	〃	(VI)- 前 -19
19	再委託業者通知書	3	1-19	土木設計等業務委託契約書第 16 条、測量等業務委託契約書第 16 条、業務委託契約書(成果物型)第 16 条、業務委託契約書(経常型)第 16 条、業務委託契約書(長期継続契約用)第 16 条、業務委託契約書(システム開発・改修用)第 16 条、業務委託契約書(システム運用・保守用)第 16 条、業務委託契約書(システム運用・保守用)(長期継続契約用)第 16 条による。	〃	再委託業者 契約締結後 10 日以内	(VI)- 前 -20
20	再委託内容変更通知書	3	1-20	再委託内容を変更しようとする場合に提出する	〃	原則として 変更に伴う 履行開始前	(VI)- 前 -21

番号	書類名	提出部数	様式	内 容	提 出 先	提出期限	参照頁
2 1	再委託等に係る情報セキュリティ確認書	3	1-21	情報システム関連業務において、写しを再委託業者通知書に添付	監督所管	再委託業者 契約締結後 10 日以内	(VI)- 前- 22・23
2 2	履行体制(変更)届	3	1-22	再委託等の相手方からさらに第三者に委託をする場合に提出する	〃	再委託等の相手方からさらに第三者に委託させようとするとき速やかに	(VI)- 前- 24・25
2 3	業務カルテ登録内容確認書	1	指定②		〃	受注・変更・完了・訂正時速やかに	—
2 4	緊急時連絡体制表	1	1-23		〃	契約締結後 14 日以内	(VI)- 前- 26

様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-1-10第2項、II-1-1-1-11第2項、III-1-1-1-11第2項、IV-1-1-1-8第2項、V-1-1-1-8第2項による

指定① 当該時に監督職員が提示

指定② 測量調査設計業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む